

第528回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和3年8月10日（火） 11時07分～12時00分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、森委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、宮地監督課長

今井賃金室長、野口賃金室長補佐、

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 それでは、ただ今から第528回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する中野委員、道前委員、そして、労働者側を代表する山崎委員は欠席でございますが、現時点で15名の委員のうち、12名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いいたします。

○佐藤会長 こんにちは。それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

議事の1つ目ですが、鳥取県最低賃金の改正決定について、初めに、事務局から鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書の読上げをお願いします。

○今井賃金室長 それでは、鳥取県最低賃金改正決定に関する報告書を読み上げます。

令和3年8月10日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和3年6月24日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額790円）は、令和元年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業所の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援（業務改善助成金の周知及び利用促進等）や取引条件の改善（下請取引の適正化）等の取組を強化すること。②新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は引き続き事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すこと。②中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について、

全員協議会でしっかり議論すること。特に、目安額を示す場合においては、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、鳥取県最低賃金専門部会委員。公益代表委員、部会長 佐藤匡 国立大学法人鳥取大学地域学部准教授、部会長代理 中野聡 特定社会保険労務士、石川真澄 公立鳥取環境大学経済学部教授。労働者代表委員、河村正之 電機連合山陰地方協議会事務局長、田中穂 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長、林大介 UAゼンセン鳥取県支部支部長。使用者代表委員、花原秀明 元三洋製紙株式会社総務部参与、平木修 元鳥取県商工会連合会副会長、宮城定幸 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、(1) 件名、鳥取県最低賃金。(2) 最低賃金額、時間額790円。(3) 発効日、令和元年10月5日。2、生活保護水準、(1) 比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2) 対象年度、令和元年度。(3) 生活保護水準(令和元年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(93,251円)。3、生活保護に係る施策との整合性について、上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。注意書きは御覧のとおりでございます。

このほか、鳥取県最低賃金審議の経過概要及び鳥取県最低賃金専門部会の審議経過の資料が添付されてございます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

本報告書が取りまとめられました経過等について、部会長でありました私の方から説明をさせていただきます。

本日まで、鳥取県最低賃金の金額審議は、5回にわたる専門部会において、7月16日に中央最低賃金審議会から示された目安答申や、最低賃金法第9条第2項に規定された労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の三要素に関する統計資料等に基づく検討に加え、最低賃金に関わるアンケート調査結果等も勘案しながら、地域の実情、実態

をできる限り反映させるべく、公労使三者構成の原則を踏まえ、それぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところでありましたが、残念ながら、労働者側、使用者側、それぞれ主張されて金額の方も出していただいたところなのではございますけれども、一致を見ることができませんでした。そこで本日、公益委員見解ということで、見解を出させていただきました。

そこで、まず、公益委員がこの度の専門部会に向けて、どのような姿勢だったかというところから説明させていただきたいと思うのですが、公益委員としては、労働者側、使用者側、どちらに隔たることなく中立かつ公平公正な立場から、労使双方を尊重しつつ金額の一致を目指し、労働者側、使用者側と審議を重ねてきたということになります。なので、双方尊重し、中立、公平公正な立場であったということをごまかし添えたいと思いません。

それで、今回、公益委員としては、29円引上げの821円という金額を出させていただいたわけなのではございますけれども、その根拠について説明させていただきたいと思えます。

まず、公益委員の希望としては、昨年から続くパンデミックにより多くの人々が生活不安や雇用不安を抱えている中、今年度の最低賃金の改正は多くの人に希望を与えるメッセージとなってほしいと強く希望しているところであります。そこで、目安額が示される以前は、もし賃金の引上げが可能であるならば800円以上、800円プラスアルファぐらいが妥当な金額ではないだろうかということをご想定していたところであります。それで、その額にするためには、賃金が引上げできるかどうかということをごまず考えなくては行けないので、まず、そこについて考えました。まず、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、非正規雇用で働く人などの待遇改善が社会的に求められており、セーフティーネットとして最低賃金の引上げの必要性が認められたということ。そして、鳥取県内の経済状況や雇用情勢の指標を見ると、他県と比べて特段注視すべき事由が無いということが明らかになったこと。そして、鳥取県と接する他県との最低賃金の大きな格差が県内人口減少の一因となっていることを考えると、今後の労働力人口を確保することによって、鳥取県の継続的な発展に資することが急務であると判断し、鳥取県最低賃金の引上げの重要性があると認められたこと。以上の必要性と重要性、そして、特段注視すべき事由が認められなかったこと、この3点から、今年度の最低賃金の引上げが可能であると判断させていただきました。

使用者側の方からは3円の引上げということをご御提示いただいたのですが、これに対し

ては、3円の引上げでは私たちが希望していた800円に満たず、また、最大譲歩していただいても800円ということでしたので、そのプラスアルファという部分がなかったわけです。なので、多くの人に希望を与えるメッセージとなってほしいと思っていたところではありますが、それが満たされず、更なる引上げの必要性があると考えましたので、使用者側御提示の金額には賛同できないということで判断させていただきました。

労働者側からは30円の引上げということをお提示いただいたところではありますが、30円引き上げますと、現時点の状況では雇用の維持を図ることが困難となるということが予想されるということに加え、これ以上使用者側に負担を強いる状況にあるということは認められなかったというところから、30円には賛同できないと判断させていただきました。

中央最低賃金審議会からは28円という目安が示されたところではありますが、この目安の数字の根拠についてはよく分かっておりません。ただ、目安は目安として尊重しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、鳥取県内の経済、雇用、労働者の生活の影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況等を勘案し、慎重に調査、審議を行った結果及び、鳥取県の雇用情勢が令和2年には悪化したものの、有効求人倍率は令和3年1月以降上昇し、6月の有効求人倍率が1.44倍、この数字は全国平均が1.13倍であることに比べ全国5位の高さを示しているということから、目安額よりも上を設定してもいいだろうということで、1円高い29円の賃金引上げが妥当であると判断した次第であります。

審議をさせていただきました。結審した結果、賛成4、反対3ということで、この度の本審の方に報告をさせていただいた次第であります。

専門部会での審議経過は以上となります。

それでは、本審としての審議に入りたいと思いますが、報告書の内容や審議経過について何か御質問、御意見等がありますでしょうか。

米原委員、お願いします。

○米原委員 まず、専門部会で、非常に時間をかけ、内容も詰めて議論をしていただいたということは理解いたしました。ただ、内容としては、やはり納得できない部分というのが幾つかございます。まずは、前回も申し上げたのですが、最低賃金法、法律において最低賃金を決める目安ということで、労働者の生計費、それから類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力ということなのですけれども、それ以外の部分で判断されているような部分というのが非常にあるのではないかと思います。まず一つは、先ほどの御説明にあった

最低賃金引上げの判断根拠のところでは、県内人口の減少について、これも最低賃金で解決しようということについては、本来の趣旨ではないですし、これだけ資料があるのに、例えば、最低賃金と人口減少の関連、どこかにありますか。無いです。多分そうだろうというところでは、全く根拠の無い判断で決めていると思います。例えば、鳥取県でいっても、高校を卒業して就職する人、大学卒業して就職する人、どちらが地元で定着するか。高卒就職の方がまだ地元で定着するのですよ。県外の大学などを卒業して戻ってくる人というのがむしろ少ないのですね。では、高卒の就職者と大卒の就職者と、どちらが最低賃金に左右される賃金か。それは、高卒卒業者の就職者の方が最低賃金の上下によって決まります。大卒の就職者のUターン、あるいは地元の定着が少ないというのは、要するに最低賃金とはほぼ関係無い世界で決まってきたのです。だから、最低賃金を引き上げることによって県内人口の減少を食い止めようというのは、少しポイントがずれているのです。

それから、現在の有効求人倍率が高いということですが、これも現在の最低賃金の水準で企業が募集をしているということであって、最低賃金が引き上げられても同じような形で企業が募集を出すか、ということは全く別の話です。ただ、今、この状況で、この瞬間、たまたま高いというだけであって、これでもって引上げの余裕があるというのはどうも納得ができません。

それから、先ほどの労働者側の提示の金額に賛同できない判断理由で、30円の引上げでは雇用の維持を図ることが困難というものがありません。これ、すみません、最初に申し上げておきますけれども、30円でいいではないかということを行うつもりは全くありません。ただ、30円の引上げで雇用の維持が困難で、29円の引上げで雇用の維持が大丈夫だということについて、全く理解ができません。

そのようなところで、今回のこの公益委員見解、それから専門部会の議決については、とても納得できるものではないということで申し上げさせていただきました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

その他、御意見ありますでしょうか。

徳田委員、お願いします。

○徳田委員 雇用の維持ということが29円では可能だと見解されておりますが、例えば1円、大きく言えば29円上がって、中小零細企業の中には、本当にもう経営していくことが困難であるというところが多数出てくると思います。そうしますと、必然的に自主廃業

であったり、倒産であったり、本来あってはいけない形になってきて、かえって雇用というものが失われていきかねない。本当に、この零細中小企業がいかに厳しい状況にあるかというのは、多分、中央最低賃金審議会の方もお分かりになってはいない、やはり大企業の方ばかりに目が向いていて、大企業の水準で物事を判断されているところが多々見えると思います。本当にこの日本で一番小さい県と言われている鳥取県、最低賃金が一番低いところのランクになることが恥ずかしい、それをしてはいけないなどという前提ありきの最低賃金では、やはりいけない。実情に合ったもの、これから中小零細企業の経営者が、本当にいかに苦しんでいるかというところを今一度御理解いただいて、かえって雇用が失われかねないということも頭の中に入れていただきたいと考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

そのほか御意見ありますでしょうか。

では、宮城委員、お願いします。

○宮城委員 専門部会で度々言ったことが、今、お二人の委員さんの御意見に集約されていたと思っております。私は専門部会の方で意見を全て申し上げたつもりですので、今日の公益委員見解も、使用者側の意見、全部ではないですけれども盛り込んでありますので、それを踏まえた上での公益委員見解ということで、反論すべきところは反論しますけれども、最終的には中央最低賃金審議会でも全会一致でなかったわけですから、この地方最低賃金審議会においても、労働者側と使用者側の平行線というのは変わらないと思います。これはどこまで行っても平行線だろうと思っておりますけれども、我々は意見を申し上げて、後は今後県内がどのような情勢になるのかということをしかりと見ながら判断していくしかないと思っております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

何かありますか。無いですか。

花原委員、お願いします。

○花原委員 一応目安の要望も書かれていますけれども、本当に回答が出るのかなというのがまず大きな疑問です。今年、使用者側が反対しましたが、ほとんどの県もみんな反対に回っています。それは、中央最低賃金審議会の方から、結局使用者も反対したということで、それを全部地方に押しつけるのはどうなのかなという感じもします。同じ考え方でいくと、多分、政府の骨太方針で平均1,000円というのを上げていますので、ここ2、3年のうちには1,000円に目安は持ってくると思っておりますけれども、今年が28円、来

年が30円から35円、再来年も35円という形で、70円弱を2年間で解消しようという議論になってくると思いますから、今年してきた議論もまた来年も同じやり方、再来年も同じやり方という形で、使用者は全部反対ですよというような地方最低審議会になってくると思います。これが、例えば、政府が最終的に1,500円を目指してくると、毎年同じ議論で、最終的には多数決、公益側の方がどちらの味方をするか少し私も分かりませんが、多分ほとんど公益側の方は労働者側の方の目安を尊重しながらの意見になってくると思います。私は先ほど専門部会でもお話しさせてもらいましたが、少しその辺が、地方最低賃金審議会の在り方がどうなのかということは、すごく疑問に感じます。それであれば、もう、中央の方から、Aランクは何円、Bランクは何円、Cランクは何円、Dランクは何円、と提示してもらった方がいいですし、潰れる企業は潰れてください、自然淘汰してくださいという政府の意向が見え隠れしています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

よろしいですか。労働者側、何かありますか。

それでは、御質問、御意見が無ければ、採決をしたいと思います。労使の委員でそれぞれの協議は必要でしょうか。

○田中委員 今日は大丈夫です。

○佐藤会長 大丈夫ですか。

使用者側は、協議必要でしょうか。

無しで大丈夫ですか。

それでは、採決の方に移りたいと思います。賛成か反対のいずれか一方に挙手をお願いします。

それでは、29円引上げで、821円にするという専門部会報告を答申してよろしいという委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤会長 6名ですね。ありがとうございます。

では、反対の方、挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

○佐藤会長 5名ですね。ありがとうございます。

では、賛成6票、反対5票ということで、賛成の方が僅か1名ですが多数と認められますので、専門部会報告のとおり答申を行うということでよろしいでしょうか。（「はい」

と呼ぶ者あり)

では、答申文を事務局で作成していただきますが、どれくらいのお時間が必要になりますでしょうか。

○今井賃金室長 10分ほど頂ければと思いますが。

○佐藤会長 それでは、10分間なので、11時45分まで休会といたします。

〔休 会〕

○佐藤会長 では、全体会議を再開いたします。

答申文を配付していただき、確認の意味で事務局から答申文の読上げをお願いします。

○今井賃金室長 読み上げさせていただきます。

令和3年8月10日、鳥取労働局長、石田聡殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和3年6月24日付け鳥労発基0624号第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額790円）は、令和元年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。①中小企業・小規模事業所の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援（業務改善助成金の周知及び利用促進等）や取引条件の改善（下請取引の適正化）等の取組を強化すること。②新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は引き続き事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。

2、中央最低賃金審議会への要望。①中央最低賃金審議会においては、中小企業・小規模事業者や地域経済の厳しい状況を考慮し、明確な根拠のある目安額を示すこと。②中央最低賃金審議会においては、三者構成の枠組みを大切にし、目安制度の在り方について、全員協議会でしっかり議論をすること。特に、目安額を示す場合においては、全会一致を

もって地方最低賃金審議会に提案すること。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金（1）件名、鳥取県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額790円。（3）発効日、令和元年10月5日。2、生活保護水準（1）比較対象者、18歳から19歳・単身世帯者。（2）対象年度、令和元年度。（3）生活保護水準（令和元年度）、生活扶助基準（第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,251円）。3、生活保護に係る施策との整合性について、上記1（2）に掲げる金額の1か月換算額と上記2（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金額が下回っているとは認められなかった。注意書きは御覧のとおりでございます。

以上、答申文の読上げを終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、答申文について御異議が無ければ、労働局長に答申させていただきますが、いかがでしょうか。特に御異議ありませんか。

では、答申させていただきます。

では、答申いたします。

〔会長から局長へ答申文手交〕

○石田労働局長 ただ今鳥取県最低賃金につきまして御答申を頂きましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い中、真摯に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

本年度におきます鳥取県最低賃金の改定につきましては、コロナ禍におきまして中央最低賃金審議会が示した目安額を受けて、大変厳しい、難しい御審議をお願いしたわけでございます。7月21日から5回にわたって精力的に御審議をいただきまして、本日御答申を頂いたところでございます。厚く御礼申し上げます。

鳥取労働局といたしましては、今後、本答申を尊重しまして、異議申出に係る公示及び官報公示、所定の手続を進めてまいりますと共に、発効後におきましては、改正されまし

た最低賃金の周知徹底、履行確保に取り組んでまいります。また、最低賃金の引上げの影響の大きい中小企業ないし小規模事業者に対する支援策等の周知及び利用促進にも努めてまいりたいと考えております。

答申に併せて御要望いただきました事項につきましても、厚生労働本省にお伝えすると共に、関係省庁とも調整の上、適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、労働行政の運営に対しまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございました。

では、議事の1、鳥取県最低賃金の改正決定については、以上といたしたいと思います。

それでは、議事の2、その他ですが、事務局から今後の日程等の説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 今、資料をお配りしております。大きく2点御説明いたします。

まず1点でございます。ただ今、答申を頂きました鳥取県最低賃金につきまして、発効までの流れを御説明いたします。ただ今の答申を受けまして、本日、当審議会の意見に対する異議申出の公示を行います。公示期間は公示の翌日から起算して15日を経過するまでとなっておりますので、25日水曜日までとなります。この期間に異議申出がなかった場合は、8月26日木曜日に官報公示の手続きをとりまして、9月6日月曜日に官報公示、そして10月6日水曜日の発効となります。一方、異議申出がありますと、8月26日木曜日に開催予定の第529回本審で異議に関する審議を行っていただき答申を頂きますと、9月6日の官報公示、10月6日の発効日が最短の発効となります。異議申出があった場合は、直ちに事務局から委員の皆様にご連絡いたします。したがって、今回は異議申出があった場合の審議会を8月26日10時から、ここ鳥取労働局4階会議室で開催する予定としてございます。異議の申出が無ければ開催いたしません。開催しないときには、事務局から御連絡いたしますので、まずは開催として御予定をお願いいたします。

次に、2点目としまして、特定最低賃金の改正につきまして、今後の日程を御説明いたします。現在、7月21日の第527回本審で改正決定の必要性の有無について諮問を行わせていただきました鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業最低賃金の専門部会委員の推薦公示を行っているところでございます。推薦を頂いた後、委員を任命し、委員の皆様の日程を調整

の上、特定最低賃金専門部会において特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について御審議いただく予定としてございます。専門部会の審議の結果をもちまして、審議会で金額改定に係る諮問等を行う予定でございます。日程につきましては、後日御案内する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かございますでしょうか。

特に無いようでしたら、本日の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

署名

会長

委員

委員